

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則

(営業保証金の取戻し)

2 法第二十三条第一項の規定により営業保証金

第二条 法第二十六条第二項後段の規定により堂

第三条 第三十一条第二項の規定による積立式

2 法第二十七条第一項（法第三十条第三項にお

(公告をすべき旨の請求)

第五条 法第二十九条に規定する債権の申出は、

第六条 法

2 法第三十一条第二項に規定する場合において

(配当の実施)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の手

(有価証券の換価)

の還寸を受けようとするときは、共托物弘度清

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規

(供託規則の適用)

(公告)

は、国土交通大臣がする場合にあつては、積立

附則

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、内閣

附則（平成一五年一月六日）

附則（平成一七年二月一〇日法

この省令は、平成十七年三月七日から施行す

附 則 (平成二〇年一〇月一〇日法務

附則（令和二年一

(經過措置)

附則
(令和四年七月二九日)

この省令は、令和四年九月一日から施行す

